

幼稚園等の利用者負担額について

(教育・保育給付認定：1号認定)



1. 利用者負担額について

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は0円となります。ただし、給食費や教材費などは実費徴収があります。詳しくは利用中の施設にお問い合わせください。

2. 給食費（主食費+副食費）について

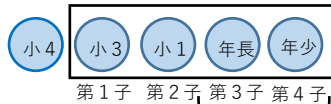
給食費は無償化対象外のため、保護者のご負担となります。

なお、副食費については徴収免除制度があり、幼稚園や認定こども園（幼稚園的利用）を利用する子どものうち次の(1)又は(2)に該当する方に適用されます。主食費についてはご負担いただきます。

※対象者には『副食費徴収免除のお知らせ』を送付します。

- (1) 満3歳から5歳児までの子どものうち、保護者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の子ども
- (2) 所得階層にかかわらず、小学校3年生までの子どものうち第3子以降の子ども

<第3子以降のイメージ>



小学校3年生までの子どものうち、
第3子以降が副食費徴収免除の対象

<令和5年度 副食費徴収免除の算定の基となる税年度>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度の市町村民税額 (令和3年1月1日～12月31日の収入)						令和5年度の市町村民税額 (令和4年1月1日～12月31日の収入)					

(注) 市町村民税所得割合算額について

保護者等並びにお子さんを税法上扶養親族としている方の市町村民税額の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。算定には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

副食費徴収免除の審査の切替時期は9月となります。8月分までは前年度の市町村民税額を基に、9月分以降は当該年度の市町村民税額を基に算定します。

また、一度副食費徴収免除となったものの、その後、徴収免除対象に該当しなくなった場合は、給食費（主食費+副食費）をご負担いただきます。

※対象者には『副食費徴収免除解除のお知らせ』を送付します。

■次のような場合は、副食費徴収免除・免除解除となる場合がありますので、随時お申し出ください。

(1)世帯の状況が変わった場合（婚姻、離婚、生活保護費受給など）

(2)修正申告をした場合（市町村民税額の変更など）

問い合わせ

東金市市民福祉部こども課入園係

0475-50-1203（平日8：30-17：15）

